

【ご意見を募集する資料】

1. (仮称) 障がいのある人もない人も共に生きる新潟市づくり条例素案

障がいのある人もない人も、すべての市民が、障がいの有無に関わらず、生き生きと自分らしい生活を営み、安心して暮らすことのできる社会こそが、私たちが目指す共生社会です。

このような社会を実現するためには、障がいのある人が、社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されることや、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保されること、障がいのある人の自己決定が尊重されることが必要です。

しかしながら、障がいのある人は、誤解や偏見、社会の理解・認識の不足により、障がいを理由に不利な扱いを受けたり、障がいに対する配慮が十分でないために日常生活の様々な場面で生きづらさ・差別感を感じている状況があります。

また、障がいのある人が障がい及び性別、年齢等による複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合があります。

このような誤解や偏見等をなくすため、障がいの多様性を認識し、障がいや障がいのある人に対する市民への理解を深める取組みを行うとともに、市民すべてが話し合いにより相互の立場を理解することを基本理念とした、障がいのある人もない人も共に生きる新潟市づくり条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、障がいのある人を取り巻く状況について理解を深めるための施策を推進することにより、障がいのある人の人格及び人権が尊重され、社会的障壁のない共に生きる社会を実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 障がい 身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病を原因とする障がいその他の心身の機能の障がいをいいます。
- (2) 障がいのある人 障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人をいいます。
- (3) 社会的障壁 障がいのある人にとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。
- (4) 差別 不当な差別的行為を行うこと又は合理的配慮の不提供をいいます。

【ご意見を募集する資料】

- (5) 不当な差別的行為 正当な理由なしに、障がい又は障がいに関連する事由（以下「障がい等」という。）を理由として、障がいのある人を区別し、排除し、若しくは制限すること、又はその人に条件を付けることその他不利益的な行為をいいます。
- (6) 合理的配慮 障がいのある人が現に社会的障壁の除去を必要としている場合、その実施に伴う負担が過重ではない限りにおいて、その障がいのある人の人権を尊重し、障がいのある人の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、その実施について必要かつ合理的な変更、調整等を行うことをいいます。
- (7) 事業者 市内で事業活動を行う全ての者をいいます。

（市の責務）

第3条 市は、この条例の実施に責任を有し、障がい等を理由とした差別を解消するとともに、この条例の目指すべき社会を実現するための施策を推進しなければなりません。

（市民等の役割）

- 第4条 市民及び事業者は、障がい及び障がいのある人に対する理解を深めるとともに、障がいのある人に対する障がいを理由とした差別を解消する取組みを市と一体となって行わなければなりません。
- 2 市民及び事業者は、障がいのある人の生きづらさや思いを受け止め、障がいのある人との交流を深めるよう努めなければなりません。

第2章 障がい等を理由とした差別の解消

第1節 差別の禁止等

（差別の禁止）

第5条 何人も、次に掲げる差別をしてはなりません。

- (1) 福祉サービスを提供する場合において、障がいのある人に対して行う次に掲げる行為。
 - ア 正当な理由なしに、障がい等を理由として、福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限すること、又はこれに条件を付けることその他不利益的な行為、又は合理的配慮の提供を拒むこと。
 - イ 福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援が行われることなく、障がいのある人の意思に反して、入所施設における生活を強制する行為。
- (2) 医療を提供する場合において、障がいのある人に対して行う次に掲げる行為。
 - ア 正当な理由なしに、障がい等を理由として、医療の提供を拒否し、若しくは制限すること、又はこれに条件を付けることその他不利益的な行為、又は合理的配

【ご意見を募集する資料】

慮の提供を拒むこと。

イ 法令に特別の定めがある場合を除き、本人が希望しない長期間の入院その他の医療を受けることを強制し、又は隔離する行為。

(3) 商品又はサービスを提供する場合において、障がいのある人に対して、正当な理由なしに、障がい等を理由として、商品又はサービスの提供を拒否し、若しくは制限すること、又はこれに条件を付けることその他不利益的な行為、又は合理的配慮の提供を拒むこと。

(4) 労働者を雇用する場合において、障がいのある人に対して行う次に掲げる行為。

ア 労働者の募集又は採用に当たって、正当な理由なしに、障がい等を理由として、応募若しくは採用を拒否すること、若しくは制限すること、又はこれらに条件を付けることその他不利益的な行為、又は合理的配慮の提供を拒むこと。

イ 賃金、労働時間、配置、昇進、降格、教育訓練、福利厚生その他の労働条件について、正当な理由なしに、障がい等を理由として行う不利益的な行為、又は合理的配慮の提供を拒むこと。

ウ 正当な理由なしに、障がい等を理由として、解雇し、又は退職を強いること。

(5) 教育を行う場合において、障がいのある人に対して行う次に掲げる行為。

ア 障がいのある人に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会を提供しないこと。

イ 障がいのある人又はその保護者（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 16 条に規定する保護者をいう。以下同じ。）の意見を聴かず、若しくは意思を尊重せず、又はこれらの者に必要な説明を行わずに、入学する学校（同法第 1 条に規定する学校をいう。）を決定すること。

ウ 障がいのある人に対する合理的配慮の提供を拒むこと。

(6) 不特定多数の者の利用に供されている建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、障がいのある人に対して行う次に掲げる行為。

ア 正当な理由なしに、障がい等を理由として、不特定多数の者の利用に供されている建物その他の施設の管理者がその利用を拒否し、若しくは制限すること、又はこれに条件を付けることその他不利益的な行為、又は合理的配慮の提供を拒むこと。

イ 正当な理由なしに、障がい等を理由として、公共交通事業者等が管理する旅客施設及び車両等の利用を拒否し、若しくは制限すること、又はこれに条件を付けることその他不利益的な行為、又は合理的配慮の提供を拒むこと。

(7) 不動産の取引を行う場合において、障がいのある人又は障がいのある人と同居する者に対して、正当な理由なしに、障がい等を理由として、不動産の売買、賃貸、転貸又は賃借権の譲渡を拒否し、若しくは制限すること、又はこれらに条件を付けることその他不利益的な行為、又は合理的配慮の提供を拒むこと。

【ご意見を募集する資料】

(8) 情報を提供し、又は情報の提供を受ける場合において、障がいのある人に対して行う次に掲げる行為。

ア 障がいのある人に対して情報を提供するときに、正当な理由なしに、障がい等を理由として、これを拒否し、若しくは制限すること、又はこれに条件を付けることその他不利益的な行為、又は合理的配慮の提供を拒むこと。

イ 障がいのある人から情報の提供を受けるときに、正当な理由なしに、障がい等を理由として、これを拒否し、若しくは制限すること、又はこれに条件を付けることその他不利益的な行為、又は合理的配慮の提供を拒むこと。

(9) 障がいのある人から意思表示を受けようとする者が、正当な理由なしに、障がい等を理由として、意思表示を受けることを拒否し、若しくは制限すること、又はこれに条件を付けることその他不利益的な行為、又は合理的配慮の提供を拒むこと。

(10) 前各号に掲げるもののほか、不当な差別的行為と認められるものの、又は合理的配慮の提供を拒むこと。

(意向の尊重)

第6条 何人も、合理的配慮を提供するに当たっては、障がいのある人の意向を十分に尊重しなければなりません。

第2節 障がい等を理由とした差別の未然防止策

(周知啓発及び研修の実施)

第7条 市は、障がい及び障がいのある人に対する市民の理解を深めるため、周知啓発又は研修の実施その他の必要な取組みを行うものとします。

(交流の機会の提供)

第8条 市は、障がい及び障がいのある人に対する市民の理解及び障がいのある人と障がいのない人との相互理解を深めるため、互いに交流することができる機会の提供その他の必要な取組みを行うものとします。

(障がいのある人に配慮した取組みを行う事業者の周知)

第9条 市は、障がいのある人に配慮した取組みを行う事業者及びその事業者の取組みに関する情報を、インターネットの利用その他の多様な方法により、市民に周知するものとします。

(条例推進会議の設置等)

第10条 市は、障がい及び障がいのある人に対する市民の理解を深め、差別の解消を

【ご意見を募集する資料】

図ることを目的として、障がいのある人もない人も共に生きる新潟市づくり条例推進会議（以下「条例推進会議」という。）を設置します。

2 条例推進会議が所掌する事務は、次に掲げるとおりとします。

（１）制度、習慣、慣行等が背景にあって構造的に繰り返される差別に係る問題の解決に関する協議提案。

（２）障がい及び障がいのある人に対する市民の理解を深め、差別を解消するための取組みに関する協議提案。

（３）障がい等を理由とした差別の解消に関する周知啓発又は研修、人材育成に関する協議提案。

（４）その他市長が認める必要な事項

3 前２項に定めるもののほか、条例推進会議の運営に関し必要な事項は、規則で定めるものとします。

第３節 障がい等を理由とした差別の事後対応策

（相談）

第１１条 障がいのある人、その保護者、関係者又は事業者は、市又は市長が委託する相談機関に対し、次に掲げる事項について相談することができます。

（１）不当な差別的行為に関する事項。

（２）合理的配慮に関する事項。

（３）障がいのある人の障がいを理由とする言動であって、当該障がいのある人に不快の念を起こさせるものに関する事。

2 相談機関は、前項の規定による相談を受けた場合は、必要に応じて次に掲げる対応をとるものとします。

（１）関係者への必要な説明及び関係者間の調整。

（２）関係行政機関又は利用できる制度の紹介。

（３）関係行政機関への相談に係る事実の通告。

（４）次条に規定する助言及びあっせんの申立ての支援。

（助言又はあっせんの申立て）

第１２条 障がいのある人、その保護者、関係者又は事業者は、前条第１項の規定による相談を行い、なお調整が図られない事項（前条第１項第１号及び第２号に関するもの）がある場合は、市長に対し、その事項を解決するために必要な助言又はあっせんの申立てをすることができます。ただし、その保護者又は関係者が申立てをしようとする場合で、その障がいのある人の意思に反することが明らかであると認められるときは、申立てをすることができません。

【ご意見を募集する資料】

（事実の調査）

第13条 市長は、前条の申立てがあったときは、その申立てに係る事実について調査を行い、又は相談機関に必要な調査を行わせることができます。この場合において、調査の対象者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければなりません。

（助言又はあっせん）

第14条 市長は、前条の調査の結果、必要があると認めるときは、第18条第1項に規定する調整委員会（以下、この条において「調整委員会」という。）に対し、助言又はあっせんを行うことについて審議を求めるものとします。

2 調整委員会は、前項の審議のために必要があると認めるときは、その審議に係る障がいのある人、事業者その他の関係者に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができます。

3 市長は、調整委員会が助言又はあっせんの必要がないと認めるとき又は申立て事案の性質上助言又はあっせんを行うことが適当でないと認めるときを除き、その助言又はあっせんに係る障がいのある人、事業者その他の関係者に対し、助言又はあっせんを行うものとします。

（勧告）

第15条 市長は、前条第3項の助言又はあっせんを行った場合において、差別をしたと認められる者が正当な理由なくその助言又はあっせんに従わないときは、これらに従うよう勧告することができます。

（事実の公表）

第16条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができます。

（意見陳述の機会の付与）

第17条 市長は、前条の規定による公表をしようとするときは、規則で定めるところにより、その公表に係る者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見を述べる機会を与えなければなりません。ただし、これらの者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わずに公表することができます。

（調整委員会の設置等）

第18条 市は、障がい等を理由とした差別に係る紛争の解決を図ることを目的として、新潟市共生のまちづくりに関する調整委員会（以下「調整委員会」という。）を設置

【ご意見を募集する資料】

します。

- 2 調整委員会が所掌する事務は、次に掲げるとおりとします。
 - (1) 市長の諮問に応じ、障がい等を理由とした差別に係る事項の調査審議。
 - (2) 調査結果に基づき、市長に対して助言又はあっせんの進言を行うこと。
- 3 前2項に定めるもののほか、調整委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定めるものとします。

第3章 障がいのある人の自立及び社会参加のための支援

(教育)

- 第19条 市は、可能な限り障がいのある幼児、児童及び生徒（以下「幼児等」という。）が障がいのない幼児等と共に教育を受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図ります。
- 2 市は、本市の教職員が障がい及び障がいのある人に対する理解を深めるために必要な取組みを行うとともに、教育に携わる教職員の専門性の向上を図るものとします。
 - 3 市が設置する学校は、障がいのある幼児等が十分な教育を受けられるようにするため、医療機関、福祉施設その他の関係機関と連携し、個別の教育支援計画その他の方法により障がいのある幼児等にとって必要な配慮を把握し、提供するものとします。
 - 4 市は、市が設置する学校以外の学校が、個別の教育支援計画その他の方法により障がいのある幼児等にとって必要な配慮を把握し、提供するように求めるものとします。

(保育及び療育)

- 第20条 市は、可能な限り障がいのある乳児及び幼児（以下「乳児等」という。）が障がいのない乳児等と共に保育を受けられるようにするため、保育の内容及び方法の充実を図ります。
- 2 市は、本市及び本市が認可する保育所職員が障がい及び障がいのある人に対する理解を深めるために必要な取組みを行うとともに、本市及び本市が認可する保育所職員の専門性の向上を図り、障がいのある乳児等の早期発見を行うものとします。
 - 3 本市及び本市が認可する保育所は、障がいのある乳児等が、一人一人の発達過程や心身の状態に応じた適切な保育を受けられるようにするため、医療機関、福祉施設その他の関係機関と連携し、個別の支援を行うための計画その他の方法により障がいのある乳児等にとって必要な配慮を把握し、提供するものとします。
 - 4 市は、本市及び本市が認可する保育所以外の保育所が、個別の支援を行うための計画その他の方法により障がいのある乳児等にとって必要な配慮を把握し、提供するように求めるものとします。

【ご意見を募集する資料】

5 市は、障がいのある乳児等が、可能な限りその身近な場所において保育、療育その他これらに関連する支援を受けられる仕組みを構築するものとします。

（就労支援）

第21条 市は、障がいのある人が就労により自立した生活を営むことができるようにするため、障がいのある人が必要とする就労に係る相談及び支援を行うものとします。

2 市は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携し、事業者に対して障がいのある人の就労に関する制度の周知を図るものとします。

3 市及び事業者は、障がいのある人の障がいの特性を理解し、その雇用の機会を広げるとともに、就労の定着を図るよう努めなければなりません。

（建物等の管理等）

第22条 市は、不特定多数の者の利用に供されている建物その他の施設の設計、整備に当たっては、利用する障がいのある人の意見の把握に努め、その障がいの特性を理解し、その障がいの特性に応じた必要な配慮を行うものとします。

2 市は、不特定多数の者の利用に供されている建物その他の施設の管理に当たっては、利用する障がいのある人の障がいの特性を理解し、その障がいの特性に応じた必要な配慮を行うよう努めなければなりません。

3 不特定多数の者の利用に供されている建物その他の施設の管理者又は公共交通事業者等は、障がいのある人がこれらの管理する施設等を利用するときは、その障がいの特性を理解し、その障がいの特性に応じた必要な配慮を行うよう努めなければなりません。

（居住場所の確保）

第23条 市は、障がいのある人が選択した地域で生活を営むことができるようにするため、障がいのある人の居住する場所の確保及び居住の継続のために必要な取組みを行うものとします。

（適切な説明等）

第24条 市及び事業者は、その業務又は事業を行うに当たっては、障がいのある人及びその保護者に対して、その障がいの特性を理解し、その障がいの特性に応じた適切な説明及び情報の提供を行うよう努めなければなりません。

（情報及びコミュニケーション）

第25条 市は、障がいのある人が自ら選択するコミュニケーション手段を利用できるよう、コミュニケーション手段の普及啓発及び利用の拡大を支援するとともに、コミ

【ご意見を募集する資料】

コミュニケーションに係る相談及び支援を行うものとします。

- 2 市は、災害発生時その他の緊急時に障がいのある人にその障がいの特性に応じた支援を行うとともに、コミュニケーションが困難な障がいのある人に対し、その障がいの特性に応じた情報提供を行うものとします。
- 3 市及び事業者は、コミュニケーションが困難な障がいのある人に対し、日常生活又は社会生活を営む上で必要なサービス及び情報を提供するとき、又は情報を受取るときは、その障がいの特性を理解し、その障がいの特性に応じた必要な配慮を行うものとします。

(プライバシーへの配慮)

第26条 市及び事業者が行う障がいのある人及びその保護者への支援は、そのプライバシーに配慮されたものでなければなりません。

(その他)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものとします。

附則

この条例は、平成28年4月1日より施行します。